**第23章　司法及び警察**

**民事、行政事件**

　昭和60年中に府下の各裁判所が取り扱った新受理件数は、20万207件で前年に比べ2373件（1.2％）の減少となった。
　裁判所別にみると、簡易裁判所が12万747件（構成比60.3％）で、前年より3211件（2.6％）減、地方裁判所が７万4231件（構成比37.1%）で、前年より845件（1.2％）増、高等裁判所（近畿２府４県）は、前年より７件（0.1％）減の5229件となり、構成比は2.6％となった。
　なお、既済件数は875件（0.4％）減の20万1968件、未済件数は1761件（2.9％）減の５万8486件となった。

**刑事事件**

　昭和60年中に府下の各裁判所が取り扱った新受理人数は、20万7966人で前年に比べ１万5283人（6.8％）の減少となった。
　新受理人数を裁判所別にみると、簡易裁判所が18万5294人で、前年より１万4669人（7.3％）減、地方裁判所が２万762人で、前年より277人（1.3％）減、高等裁判所（近畿２府４県）は、1910人で前年より337人（15.0％）の減少となっている。

**家事事件**

　昭和60年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は、２万1397件で前年に比べ616件（2.8％）の減と減少に転じた。これを事件の種類別構成比でみると、「子の氏の変更」が49.2％（1万535件）、次いで「精神障害者保護義務者選任等」の17.0％（3636件）、「相続放棄」の9.4％（2007件）と続いており、この３事件で全体の75.6％を占めるに至っている。
　調停事件の新受理件数は、281件（4.4％）減の6065件で、前年に引き続いての減少となった。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が48.7％（2952件）と全体の約半分を占めており、次いで、「親権者変更等」の10.9% （664件）、以下、「子の監護の処分」の9.2% （559件）、「親子・婚姻関係の存否」の6.9％（418件）の順となって
いる。

**少年保護事件**

　昭和60年中における少年保護事件の新受理人員は前年減少したものの、６万2207人と再び846人（前年比1.4％）の増加となった。
　法令別にみると、「道路交通法違反」が３万7802人（構成比60.S％）で、前年に比べ374人（1.0％）の増加となっている。また、刑法犯は２万2416人（構成比36.0%）で、前年に比べ569人（2.6％）の増加、特別法犯は1671人（構成比2.7％）で、前年に比べ88人（5.0％）の減少となった。刑法犯の内訳では「業務上過失致死傷」、「窃盗」、「恐喝」はそれぞれ502人（前年比9.0%）、247人（同2.2%）、19人（同3.6％）増加し、「傷害」、「暴行」、「強姦」はそれぞれ142人（前年比14.1％）、62人（同38.5％）、30人（同26.8％）減少している。
　次に、昭和60年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は396人で前年に比べ７人（1.8％）の増加となっている。

**人権侵犯事件**

　大阪法務局が昭和60年中に取り扱った新受理件数は478件で、昭和55年以来、５年連続しての減少から一転して133件（前年比38. 6％）の大幅な増加となった。
　事件別にみると「酷使虐待」の27人（前年比90.0％）増、「名誉、信用等に対する侵犯」の18人（同36.7％）増、「労働権に対する侵犯」の11人（同57.9％）増などが目立っている。

**刑法犯**

　昭和60年中に大阪府警察本部が取り扱った刑法犯認知件数は、16万159件で前年より2331件（1.5％）増加し、検挙件数も９万8933件と2046件（2.1%）増加した。
　罪種別では、窃盗犯が13万6105件で全体の85.0％を占めており、次いで知能犯が１万6713件（構成比10.4％）、粗暴犯が4275件（同2.7％）と、この３種で認知件数全体の98.1％を占めている。
　刑法犯少年検挙補導人員は、２万1907人で、前年までの３年連続減少から転じて、557人（2.6%）の増加となった。
　罪種別では、成年の場合と同様に、窃盗犯（１万5188人）、知能犯（3689人）、粗暴犯（2333人）が上位となっている。
　また年齢別では、14歳の4881人、15歳の4314人、13歳の3681人と相変わらず中学生の補導人員が多い。
　ぐ犯・不良行為等の補導人員は５万5972人で、前年より7781人（16.1％）増加した。
　行為別にみると「喫煙」が３万2991人で全体の58.9％を占め、以下、「深夜はいかい」が9885人、「薬物乱用」が4609人、「怠学・怠業」が2208人の順となっており、特に「薬物乱用」の1543人（前年比50.3％）の増加が目立っている。